

企画県土警察常任委員会資料

(平成24年11月28日)

1 国出先機関の地方移管に係る動きについて	【企画課】・・・ 1ページ
2 第93回近畿ブロック知事会議の概要について	【企画課】・・・ 12ページ
3 中四国サミットの概要について	【企画課】・・・ 14ページ
4 日本海国土軸・環日本海交流推進大会等の概要について	【企画課】・・・ 22ページ
5 MV22オスプレイの本土での訓練について	【企画課】・・・ 26ページ
6 中国地方知事会議等の概要について	【企画課】・・・ 別冊
7 関西広域連合議会等の概要について	【企画課】・・・ 別冊
8 平成24年度国連アジア統計研修事業について	【統計課】・・・ 27ページ
9 まちなか生活実態調査の調査結果について	【とっとり暮らし支援課】・・・ 別冊

企 画 部

国出先機関の地方移管に係る動きについて

平成24年11月28日
企画課

国出先機関の地方移管に係る動きについて報告します。

1 「アクション・プラン」推進委員会

政府の「アクション・プラン」推進委員会が次のとおり開催され、「出先機関改革（ブロック単位での移譲）に関する新たな対応」、変更点を反映した「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」等を中心に議論が行われた。

（1）日時等

日 時：平成24年11月13日（火）17：30～18：30

場 所：日本自転車会館2号館

出席者：樽床委員長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進担当））、上田委員（埼玉県知事）、大島委員（内閣府副大臣）、稻見委員（内閣府大臣政務官）

[関係府省] 加賀谷内閣府大臣政務官、森田総務大臣政務官、松野法務大臣政務官、生田厚生労働省大臣官房総括審議官、鷺尾農林水産大臣政務官、照井経済産業省地域経済産業審議官、長安国土交通副大臣、生方環境副大臣

[関係地方団体]

平井鳥取県知事（中国地方知事会）、飯泉徳島県知事（四国知事会）、広瀬大分県知事（九州地方知事会）

（2）概要

- ・政府側からは、市町村の意見反映等に係る変更点などが説明された。
- ・地方側からは、財源を確保すること、「できる限り市町村の意見を反映しなければならない」との条文案については法律的な整合性を検討するなど今後細部を調整することなどを主張した。
- ・議論を行い、法案と閣議決定の取扱については、樽床担当大臣に一任された。

（3）平井知事（中国地方知事会）の発言要旨

- ・中国地方は議会、市町村と十分協議を重ねてきており、広域連合設立に向けた検討については特段の異論はない。
- ・中国地方は、当面、経済産業局の移管を求めている。更に、環境事務所について、四国と話をして考えていきたいとのスタンスである。また、共通の課題がいろいろあるので、（広域防災や広域医療を始めとして）事務を持ち寄って広域連合を設立し、国出先機関の受け皿となることを是非目指したい。
- ・財政上の措置が法案にはっきり示されていないので、財源を確保されるよう強く主張したい。
- ・今後いかなる政治状況になろうと、与野党を通じた目標として法案の成立を図っていただ

きたい。

- ・「できる限り市町村の意見を反映しなければならない」との条文案については、法律的な整合性を検討するなど、今後、細部の調整をしていただきたい。

2 閣議決定

特例法案「国の特定地方行政機関の事務の移譲等に関する法律案」は、11月15日（木）、持ち回り閣議により閣議決定された。

（上記1の「アクション・プラン」推進委員会に示された内容により閣議決定されたが、閣議決定されたのみで、臨時国会への提出はされなかった。）

平成 24 年 11 月 13 日
内閣府地域主権戦略室

出先機関改革（ブロック単位での移譲）に関する
新たな対応について

I. 大規模災害時等の万全な対応の在り方

大臣から特定広域連合等の長への協力指示があった場合に、「直ちに当該指示に係る措置をとらなければならない」旨の対応義務を法案に追加。（別紙 1、別紙 2 参照）

II. 市町村の意見反映の仕組み

1. 反映義務の法文上の明確化

「できる限り市町村の意見を反映しなければならない」とする規定を法案に追加。（別紙 3 参照）

2. 出先機関の移管と市町村意見の反映

出先機関の移管にあたっては、大半の市町村の理解を必要とする仕組みとする。

事務等移譲計画の認定に当たっては、出先機関の移管の可否も含め大半の市町村の理解が必要である旨基本方針において明確化。（別紙 4 参照）

3. 市町村意見の反映を担保する仕組み

事務等移譲計画及び毎年度の実施計画の作成に係る市町村意見や特定広域連合委員会における市町村意見の反映がしっかりと担保される仕組みとする。

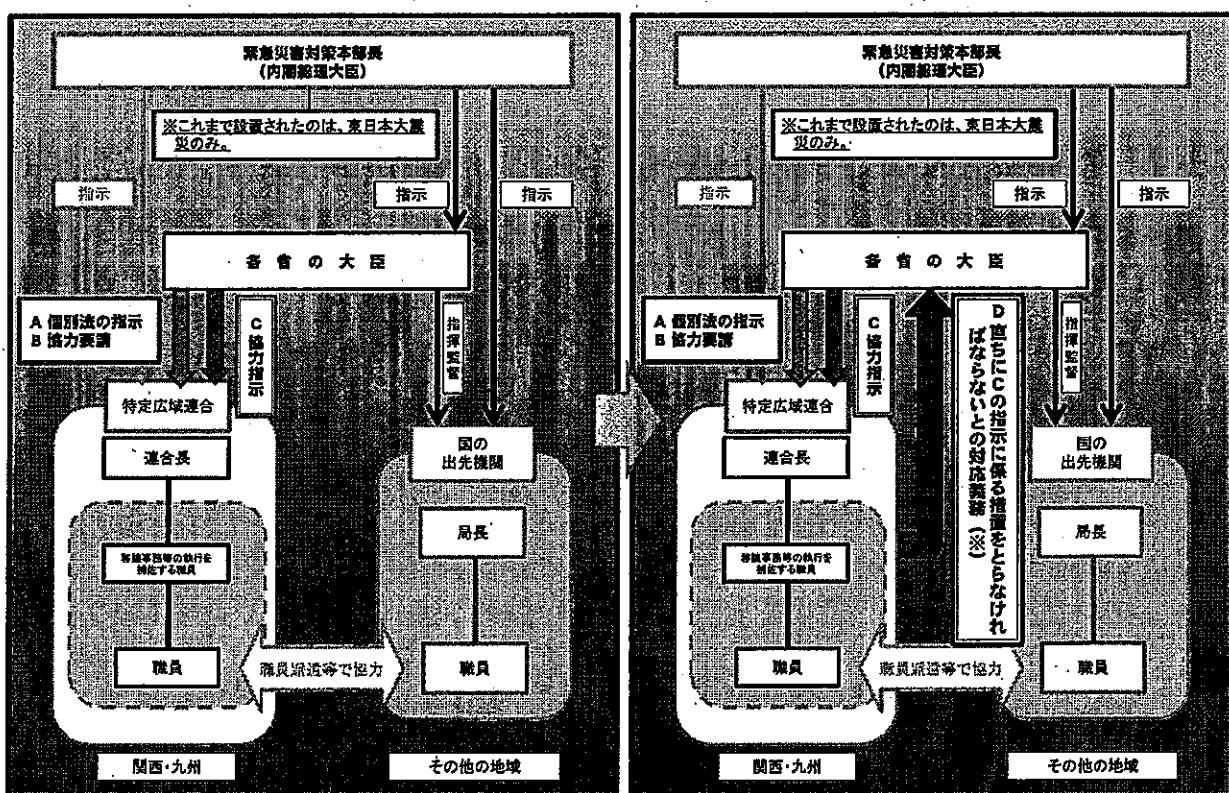
このため、いわゆる「協議の場」の開催を市町村が常に発議できることとし、特定広域連合等は原則として応じなければならない旨基本方針において明確化。（別紙 5～7 参照）

- 現行の法案では、大規模災害時等における各省大臣による特定広域連合等の長への指示について規定しているところ。
- 新型インフルエンザや武力攻撃事態、原子力災害等の緊急時法制においても、こうした指示について規定している。
- しかしながら、大規模災害時等においては、国民の生命・身体・財産の保護等の観点から、万一にも遺漏があってはならないため、大臣による広域連合の長への指示があった場合、「直ちに当該指示に係る措置をとらなければならない」旨の対応義務を法案に追加し、これまでの緊急時法制において前例のない対応を取ることとした。

※ 現行の条文案は以下のとおり。

- 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（抄）
(非常事態における管轄行政機関の長の指示)

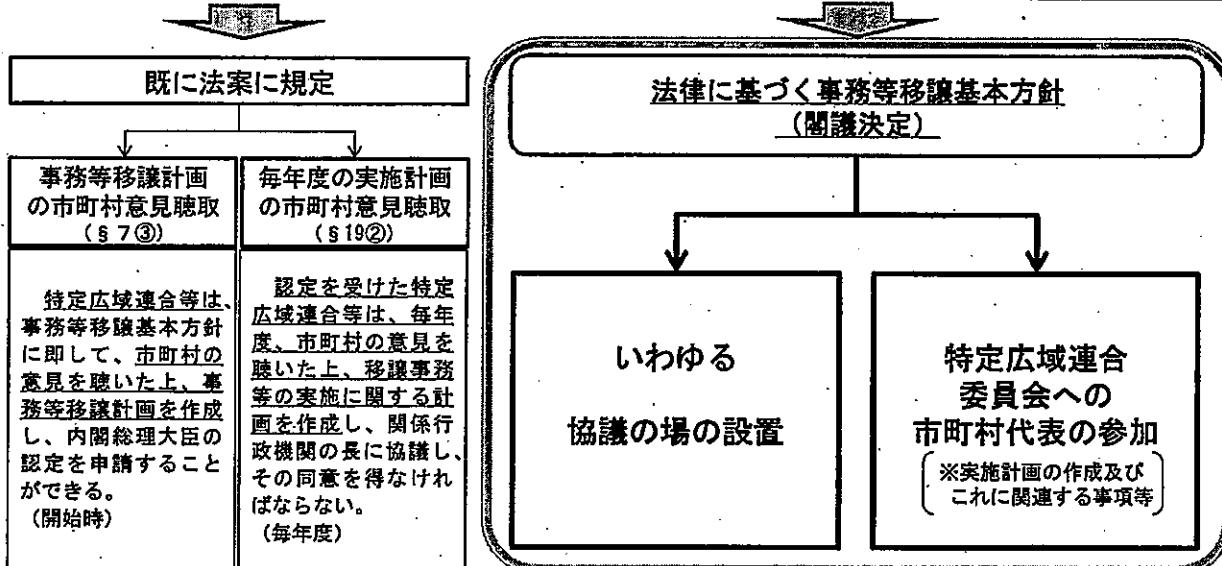
第二十五条 管轄行政機関の長は、災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために移譲先特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、移譲先特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。



(※) 新型インフルエンザや武力攻撃事態、原子力災害等の緊急時法制において他に例をみないもの。

新たに以下の責務規定を追加。

- 認定を受けた特定広域連合等は、第三条に定める基本理念にのっとり、移譲事務等その他の当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等の実施に当たって、できる限り関係市町村の意見を反映するよう努めなければならない。→しなければならない。
- 特定広域連合等は、市町村の意見を聴いたときは、できる限り当該市町村の意向を事務等移譲計画に反映するよう努めなければならない。→しなければならない。



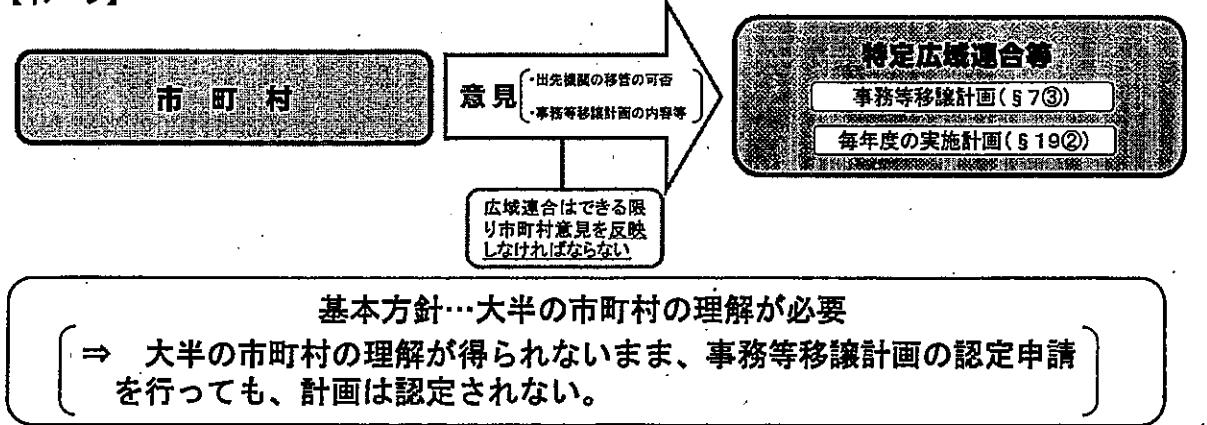
出先機関の移管に対する市町村意見の反映（イメージ）

別紙4

出先機関の移管にあたっては、大半の市町村の理解を必要とする仕組みとする。

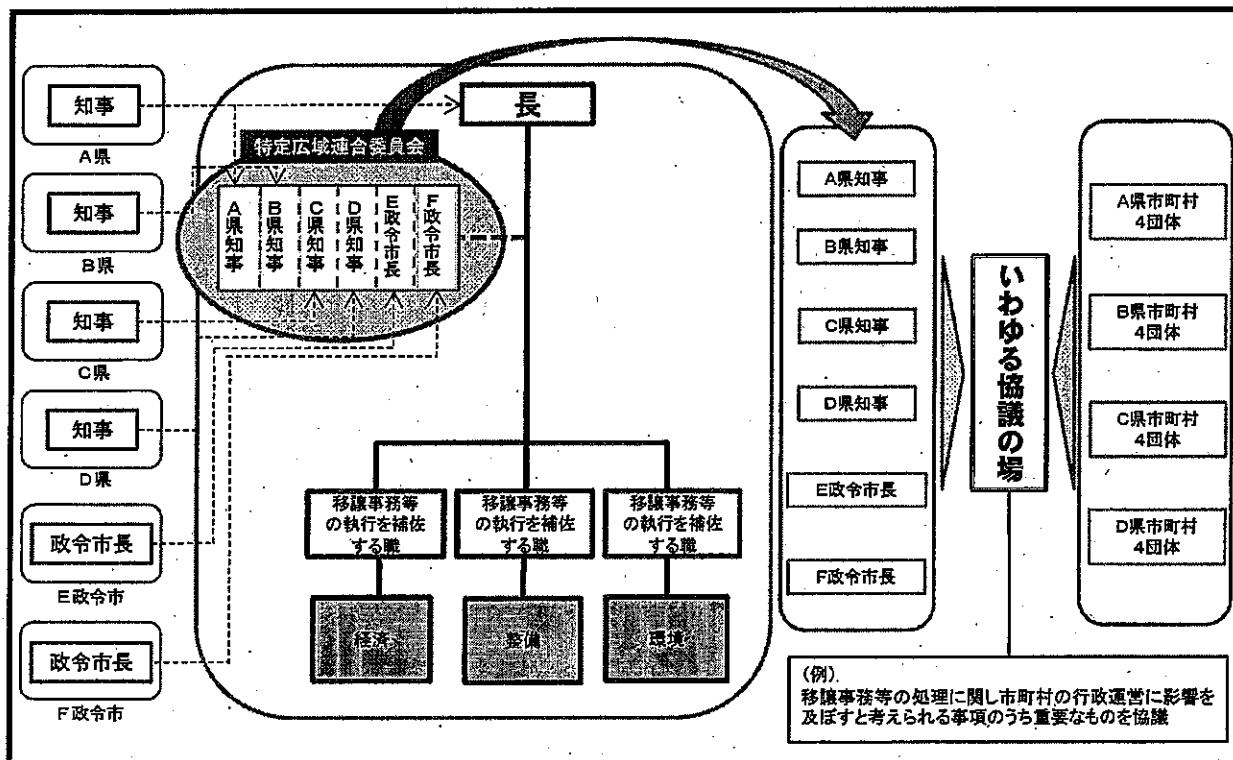
- 事務等移譲計画について、市町村が移管の可否について意見表明した場合も、広域連合はできる限り市町村意見を反映しなければならない。
- 事務等移譲基本方針（閣議決定）に、移譲対象出先機関毎の事務等移譲計画の認定にあたっては、大半の市町村の理解が必要である旨盛り込む。

【イメージ】

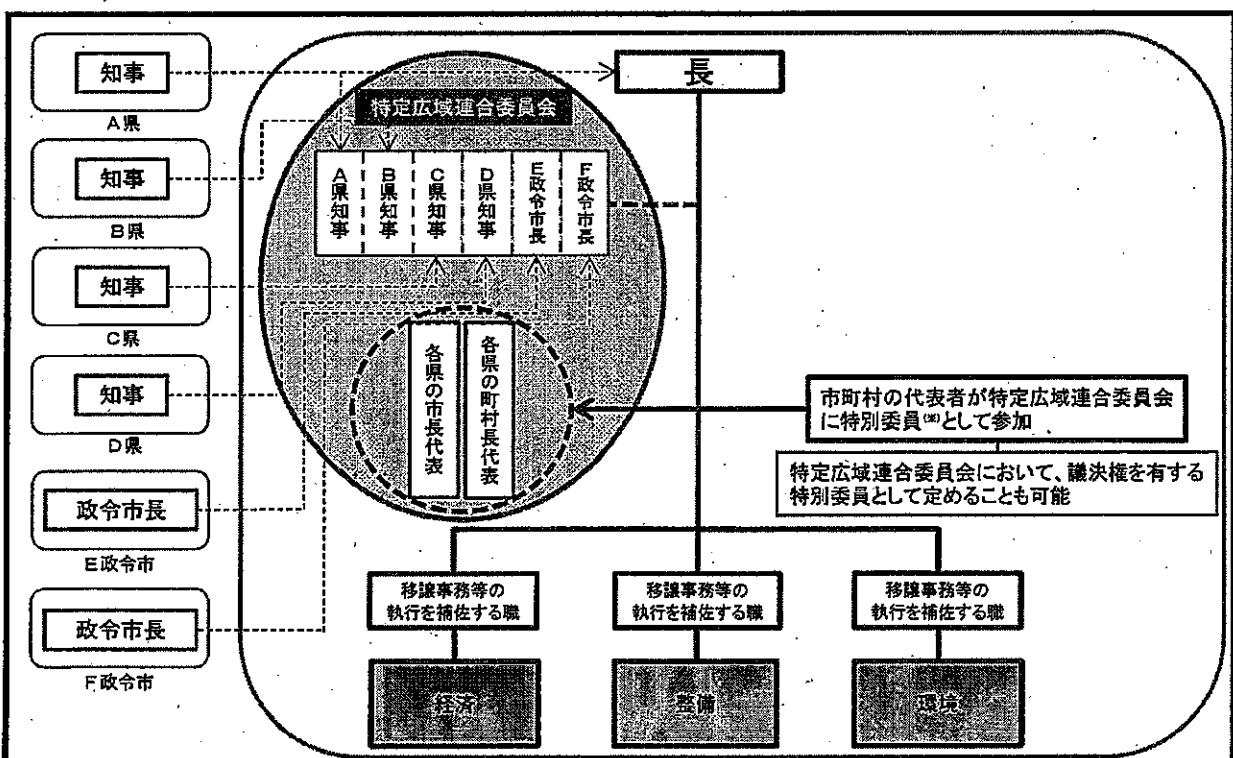


市町村の意見反映の仕組み（イメージ）（いわゆる協議の場）

別紙5

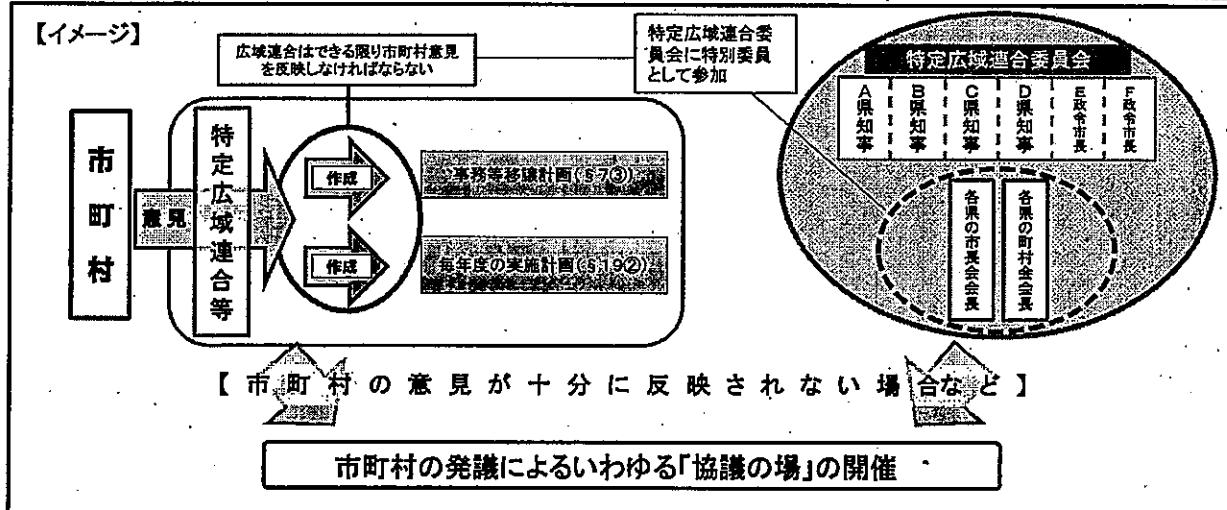


市町村の意見反映の仕組み（イメージ）（特定広域連合委員会への参画）別紙6



※特別委員は、実施計画の作成及びこれに関連する事項等が審議される場合に、議決権を有せず、会議に出席し意見を述べることができる
委員が一般的には想定されるが、特定広域連合委員会において、議決権を有する特別委員として定めることも可能。

- 事務等移譲計画及び毎年度の実施計画の作成に係る市町村意見や特定広域連合委員会における市町村の意見がしっかりと担保されるよう、常にいわゆる「協議の場」の開催に係る市町村の発議権を認める。
- 具体的には、事務等移譲基本方針（閣議決定）に以下の事項を盛り込む。
- ⇒ 市町村の意見が十分に反映されない場合など、市町村はいわゆる「協議の場」の開催を発議できることとし、特定広域連合等は原則として応じなければならない。



国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（概要）

内閣府地域主導戦略室

（2）移譲対象特定地方行政機関

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

1 目的

この法律は、住民に身近な行政ができる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主动かづ総合的に実施する役割を広く担うようするため、国の特定地方行政機関の事務及び事務（以下「事務等」という。）の特定期連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めるることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（3）移譲事務等

移譲対象特定地方行政機関に關し、法令の規定により特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいう。

4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのつとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等の実施に關し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのつとり、国に対し、①の事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに当該事務等に關連する国の事務等の実施に關し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのつとり、①の事務等の実施に當たって、できる限り関係市町村の意見を反映しなければならない。
- ④ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのつとり、移譲事務等及びこれに關連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に關連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行わなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行わなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行わなければならない。

3 対象

- （1）制度を利用する主体
2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないことをとすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合」という。）とする。
- （2）制度を利用する主体
・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に關する事項
・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を促進するために政府が実施すべき施策に關する基本的な方針
・6①の事務等移譲計画の認定に關する基本的な事項
・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に關し政府が講ずべき措置に

についての計画

- ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項
- 等

6 事務等移譲計画の認定

- ① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、③の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聽いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、事務等の移譲を求めるとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手続と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。）

② 特定広域連合等は、③の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聽いたときは、できる限り当該都道府県及び市町村の意向を事務等移譲計画に反映しなければならない。

③ 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。

- ・移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
- ・移譲対象特定地方行政機関の名称

・特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあっては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において認定する区域（以下「実施区域」という。）

・事務等移譲計画の目標

・特定広域連合等が移譲事務等を開始する日

・移譲事務等の実施体制に関する事項として政令で定めるもの

・特定広域連合にあっては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関する事項その他の移譲事務等及びこれに関する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項

7 事務等の移譲

- ① 特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、法令の定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする。
- ② 移譲事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当

- ・特定広域連合等がこの法律の規定によりを行うこととなる事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項
- 等

は当該管轄区域と3（1）の政令で定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区域と一致するものであること。

- ⑤ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることを基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。
- ⑥ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関する措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。

- ⑦ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。
- ⑧ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの指置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図るこりが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害するこりが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。
- ⑨ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の國への引継ぎに関する措置、移譲事務等に關し当該特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、別に法律で定める。

該特定広域連合等の協議その他の一定の行政目的を実現するとの間の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他の非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他の必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。）。

③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聽いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に關する計画を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合は、特定広域連合委員会の意見を聽くものとし、当該意見を勘案し、必要があると認めるとときは、適切な措置を講じなければならない。
- ・条例の制定又は改廃につき、当該特定広域連合の議会にその議案を提出しようとす
るとき。
- ・予算を調製しようとするとき。
- ・実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。
- ・認定を受けた特定広域連合の重要な事項であつて規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。

- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水災

その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害が急封策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他の必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。

- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるとときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。当該指示を受けた特定広域連合等は、直ちに、当該指示に係る措置をとらなければならない。

9 事務等の移譲に伴う措置

- （1）職員の引継ぎ
- 特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日ににおいて、当該特定広域連合等の相当の職員となる。
- （2）財政上の措置
- 国は、2の基本理念にのつり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 10 事務等移譲推進本部
- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

- 11 その他
- ① 認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

- ② 政府は、この法律の施行後1年を経過した場合において、事業等移譲計画の認定の申請の状況等を勘案し、事務等の特定広域連合等への移譲を推進する観点から、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第93回近畿ブロック知事会議の概要について

平成24年11月28日
企画課

平成24年10月25日に福井県で開催された第93回近畿ブロック知事会議の概要は、次のとおりです。

1 日時及び場所

日時 平成24年10月25日（木） 14：50～16：50
場所 福井県あわら市内（グランディア芳泉）

2 会議の概要

（1）南海トラフ巨大地震対策の強化について

南海トラフの巨大地震による被害が想定される全地域を対象とする法律の早期制定、全国防災対策費の確保などについて、内陸直下型や日本海側の地震も対象として、国に対して要望していくこととした。

（2）近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定の締結等について

近畿圏の府県同士で結んでいる相互応援協定について、関西広域連合を入れて再度締結することとした。鳥取県との応援協定については、実務的に将来的な対応の検討を進めるとして、関西広域連合で調整を行うこととした。

（3）広域的な交通のリダンダンシーの確保について

首都直下型地震が南海トラフよりも先に発生する可能性もある中、西日本で二眼レフ構造としてバックアップする必要があることから、ミッシングリンクの解消や新幹線をはじめとする高速交通網の体系整備について、国に対して提言していくこととした。

（4）新名神高速道路及び近畿自動車道紀勢線の早期整備について

新名神高速道路及び近畿自動車道紀勢線の早期整備等について、国に対して提言していくこととした。

（5）地方特定道路整備事業及び地方道路整備臨時貸付金の制度延長について

地方特定道路整備事業及び地方道路整備臨時貸付金の制度延長を含め、道路財源全体の確保について、国に対して提言していくこととした。

（6）近畿北部における高速道路ネットワークの活用について

舞鶴若狭自動車道及び京都縦貫自動車道について、近畿圏の各府県で利用促進やP R の取組を進めることとした。

(7) 「文化首都関西」の魅力発信について

国民文化祭とくしま2012の全国人形芝居フェスティバルなど、人形浄瑠璃の魅力発信を一過性に終わらせることがなく、今後も近畿圏で取組を続けていくこととした。併せて、クール関西として、アニメなどについて、近畿地方整備局が実施する「はなやか関西文化～首都年～」の2014年テーマへの登録を目指すなど、関西からアピールしていくこととした。

(8) 文化振興を図るための「古典の日」の推進及び文化庁関西分室との連携について

古典の日を中心に各府県が連携をして関西から文化を発信し、併せて、文化庁関西分室との連携を深めていくこととした。

(9) 東アジア地域との連携促進について

奈良県から、「東アジア地方政府会合」「東アジア・サマースクール」の報告及び開催紹介、参加の呼びかけがあった。

(10) 地方税体系の充実強化について

近畿圏の中でも大都市地域とそうでない地域などで利害の違うところがあるため、近畿全体として共通理解できる内容について調整し、国に対して要望することとした。

(11) 緊急雇用対策事業の増額・延長及び要件緩和について

基金の増額、期間延長などについて、国に対して要望することとした。

(12) 女性活躍推進による地域・経済を活性化するための交付金創設について

「M字カーブの解消」に向け、各都道府県において地域の実情に応じた取組が加速するよう、「女性活躍推進交付金（仮称）」の創設などについて、国に対して要望することとした。

(13) 有害鳥獣捕獲の担い手対策について

現在、有害鳥獣捕獲の役割を主に担っている猟友会と十分に連携を図りながら、鳥獣の保護管理の専門的知識を持つスペシャリストの全国的な育成や、狩猟に対するイメージ向上のための施策について、国に対して要望することとした。

(14) 森林・林業再生のための新たな支援策について

林業公社への救済措置の実行等を、国に対して要望することとした。

中四国サミットの概要について

平成24年11月28日

企 画 課

平成24年10月16日に高松市内で開催された第22回中四国サミットの概要は、次のとおりです。

1 開催日：10月16日（火）

2 場 所：高松市内（JRホテルクレメント高松）

3 出席者：中四国各県知事（副知事）、中国経済連合会会長、四国経済連合会会長

4 会議の概要

（1）防災対策の強化について

○災害に強い国土づくりの推進、○緊急防災・減災事業に係る新たな枠組みの創設など確実な財源確保措置、○南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定を内容とする「大規模地震・津波をはじめとした自然災害に対する防災・減災対策の充実強化」に係る共同アピールを採択した。

（2）基幹交通ネットワークの構築について

①高速交通ネットワークの整備促進について

○ミッシングリンクの早期整備、○暫定2車線区間の早期解消、○地方の意見等を踏まえた高速道路等のネットワークの整備、○高速道路等の有効活用、○高速鉄道網の整備を内容とする「高速交通ネットワークの整備促進」に係る共同アピールを採択した。

②本州四国連絡高速道路の料金制度について

○全国共通料金の導入、○フェリー等公共交通機関への支援を内容とする「本州四国連絡高速道路への全国共通料金の導入等」に係る共同アピールを採択した。

（3）国の出先機関改革について

○国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案の早期成立、○制度上の諸課題の速やかな解決を内容とする「国の出先機関改革の迅速かつ確実な実行」に係る共同アピールを採択した。

（4）国の予算執行の正常化について

○特例公債法案をめぐる国政の混乱が地方の財政運営に影響を与えることがないよう、速やかな法案の成立と、また、○法案の成立が遅滞した場合は地方の財政運営に支障が生じないよう、国に責任ある対応を求める「国の予算執行の正常化」に係る共同アピールを採択した。

（5）広域観光について

中四国が連携して海外の観光客を取り込むインバウンド共同事業等について、次回の中四国サミットに向けて具体的な検討を進めることとした。

（6）その他

共同イベント「中四国文化の集い」に係る平成23年度及び平成24年度の実施概要が報告された。

大規模地震・津波をはじめとした自然災害に対する

防災・減災対策の充実強化について

それぞれの地方においては、東日本大震災の教訓を踏まえて大規模地震・津波や近年多発する豪雨災害などに備え、防災・減災対策の推進に取り組んでいるところである。

こうした中、本年8月29日に発表された「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」では、震度7が想定される地域が10県151市町村に上り、太平洋沿岸では津波高が30mを超える地点が示された。また、全国で想定死者数最大約32万人、建物の全壊及び焼失棟数が最大約238万6千棟にも上り、関東から中四国・九州に至る広い範囲で、これまでの想定を大幅に上回る甚大な被害を受けることが示されたところである。

また、近年豪雨災害も多発しており、今年7月には西日本から東日本にわたる広範囲で大雨となり、特に九州北部地方を中心とした河川の氾濫や土砂災害などによる多大な人的・物的被害に見舞われたことも記憶に新しい。

あらためて、自然災害の頻発する国土で暮らしていることを実感させられたところであり、我々は、自然の力を謙虚に受け止め、災害に備えることが重要である。

何より尊い命を確実に守り、あらゆる被害を最小限にとどめるとともに、被災後に住民が日常生活を一刻も早く取り戻すことができるよう防災・減災対策の強化に取り組んでいくため、次の事項について、政府に対し強く要請する。

1 災害に強い国土づくり

大規模な自然災害が発生すれば、甚大な人的・物的被害が発生し、その後の経済活動にも多大な影響を及ぼすこととなる。こうした被害・影響を最小限にとどめるため、防災上重要な公共土木施設等の整備や民間事業者における事業継続のための対策を推進すること。

また、被災後の被災者支援や、早期復旧・復興のための復旧資機材の搬送を迅速に行えるよう、高速道路等のミッシングリンクを解消するとともに、空港、港湾、鉄道など、その他の交通インフラも活用し、代替する緊急輸送ネットワークを確保するなど、地域の特徴を踏まえた災害に強い国土づくりを推進すること。

なお、防災上重要な公共土木施設等の整備に当たっては、交通需要のみを優先させるのではなく、国土全体のネットワーク配置の点検・見直しを行い、地震・津波に強いインフラの構築や、災害発生時のリダンダンシー確保の観点を優先度決定の仕組みに盛り込むこと。

2 緊急防災・減災事業に係る新たな枠組みの創設など確実な財源確保の措置

平成23年度に創設された全国防災対策費及び緊急防災・減災事業債の仕組みは、全国的に必要な防災・減災対策に適用でき、人命と財産を守る対策を推進するには非常に有効な制度となっているが、地方の所要額が当初予定されていた復興増税の枠を大幅に上回ることから、今年度の緊急防災・減災事業債の第1次配分では、全国的な調整が行われるなど、財源が確保されないおそれがある。

今後、各地方で地震・津波対策の加速化と抜本的強化を進めるため、早急に全国的な緊急防災・減災事業に係る新たな枠組みの創設などにより確実な財源確保の措置を講じること。

3 南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定

南海トラフ巨大地震は、ひとたび発生すれば甚大な被害が極めて広範囲に及ぶ国の盛衰を左右する巨大災害であり、国家的課題として対策を進めなければならない。そのためにも、下記項目を盛り込んだ「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」を制定すること。

- ①観測施設の早期整備及び予知・観測体制の充実・強化
- ②巨大地震・津波に対応した緊急対策の実施及び財政支援制度の創設
- ③巨大地震・津波に対応した地震対策大綱・応急対策活動要領の策定

平成24年10月16日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会长）

高速交通ネットワークの整備促進について

それぞれの地方においては、安全・安心な暮らしの向上に努めるとともに、特徴的な地域産業の活性化や環境、観光など新しい分野の産業を育成するなど、地域の成長戦略に取り組んでいるところである。

しかし、中四国地域では、その基盤となる高速道路等のネットワークのミッシングリンクや暫定2車線での供用区間などが数多く存在し、企業誘致、観光振興、地場産品の市場拡大、更には地域防災など、様々な分野で、他地域と比べ、大きなハンディキャップを負っている。

また、昨年の東日本大震災や紀伊半島大水害において、緊急輸送道路や陸の防潮堤、緊急避難場所としての新たな機能、更には広域的なダブルネットワークなど、命を守る道としての役割を担う高速道路等の重要性についても、改めて認識されたところである。

さらに、中四国地域の一体的かつ均衡ある発展を図るため、また、今後の大規模災害に対応できる国土基盤を構築するため、西日本における高速鉄道網の整備により、複軸型国土構造への転換を速やかに図るよう具体的検討を行う必要がある。

今後、中四国地域間の交流、連携を促進し、一体的な発展を図る上で、高速交通ネットワークが多く利用者に活用され、高速道路等が本来有している機能が十分に發揮されることが重要であることから、次の事項について、政府に対し強く要請する。

1 ミッシングリンクの早期整備

国の骨格を形成する高速道路等は、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤であり、大規模災害時や緊急医療等において国民生活を支える「命の道」としても重要な社会資本であるが、中四国地域には依然としてミッシングリンクが存在しており、災害に強い国土基盤を構築する観点からも、国家戦略として、国の責任において、早期にかつ優先的に、高速道路等のネットワーク全線の整備を進めること。

2 暫定2車線区間の早期解消

高速道路等の定時性、安全性の確保や物流機能の強化、被災復旧時における交通機能の確保を図るために、暫定2車線区間の4車線化を促進すること。

3 地方の意見等を踏まえた高速道路等のネットワークの整備

高速道路等のネットワークの整備の在り方について、その維持も含め、地方の意見が十分反映される仕組みの下で早急に明確化すること。また、整備の状況や防災面での評価、自治体の財政力にも配慮すること。

4 高速道路等の有効活用

地域の活性化や連携強化のほか、「緊急輸送道路」として最大限機能が発揮できるよう、スマートインターチェンジの増設を図るとともに、サービスエリア、パーキングエリアの防災拠点化を図ること。また、利用者の安全性確保や災害時の緊急避難場所としての活用が可能となるよう、新直轄区間や地域高規格道路を含めた高速道路等のネットワークにおいて、適切な間隔でパーキングエリアを設置すること。

5 高速鉄道網の整備

中四国地方における新幹線計画は基本計画路線に位置づけられており、多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」、国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」の観点から、中四国における高速鉄道網について、整備に向けた取組みを進めること。

平成24年10月16日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

本州四国連絡高速道路への全国共通料金の導入等について

本州四国連絡高速道路は、全国の高規格幹線道路ネットワークを構成し、関西・中国地方と四国地方とを結ぶ大動脈であり、両地域の連携や交流、物流や経済活動、文化や観光の振興等を支える重要な路線であるにも関わらず、全国の高速道路と比較して高い料金が設定されているため架橋効果が十分に生かされていない。

さらに、関係地方公共団体は厳しい財政状況の中、NEXCO路線では求められない多額の出資(平成23年度末 約5,400億円)を行ってきた。

このため、平成22年度から23年度にかけて開催された「本四高速の料金等に関する調整会議」において、関係地方公共団体で連携し、平成24年度以降の料金設定に当たっては、地方負担を求めることなく地域間格差のない利用しやすい料金体系を構築すべきこと等を主張してきた。

その結果、本州四国連絡高速道路の料金について、平成26年度から全国共通料金を導入することを目指し、その具体的な実施方針を平成24年度末を目途に取りまとめること、また、全国プール制への組み入れに対する協力として、平成24年度、25年度の2年間に限り新たな出資を行うことで国と合意したところである。

全国共通料金の導入は、地域の産業の発展、観光・交流の活発化等にとって極めて重要であり、中四国地域全体の悲願である。そのため国においては、平成26年度から確実に全国共通料金を導入するため、必要な準備を着実に進める必要がある。

一方、これまでの高速道路の大幅な料金割引により、フェリーや鉄道などの公共交通機関は、利用者が激減するなど大きな影響を受けており、今後、経営環境の更なる悪化が懸念される。

以上により、本州四国連絡高速道路の架橋効果を最大限に生かし、中四国地域が今後一層発展できるよう、次の事項について、政府に対し強く要請する。

1 全国共通料金の導入

平成26年度からの全国共通料金の導入に向け、高速自動車国道の全国プール制への組み入れや償還期間の延長等の必要な措置を講じることとし、具体的な実施方針については、平成24年度末を目途に確実に取りまとめること。

2 フェリー等公共交通機関への支援

既に深刻な影響を受けているフェリー、鉄道などの公共交通機関が、将来にわたって存続できるよう、効果的な支援制度を早急に創設すること。

平成24年10月16日

中四国サミット(中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長)

国の出先機関改革の迅速かつ確実な実行について

国の出先機関の地方移管は、二重行政の解消はもとより、地域住民によるガバナンスを強化し、多様な地域の実情に応じた政策展開を可能とすることを通じ、効果的かつ効率的な行政を実現していく改革である。

この改革の推進に向けて、政府が示した「広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する」との方針に速やかに呼応するため、地方も議論を重ね、四国知事会においては本年2月、中国地方知事会においては6月に、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進め、出先機関の受け入れに取り組む方針を固めたものである。

しかしながら、取り組みの前提となる法律案は、政府が自ら目標に掲げた平成24年通常国会への提出に至らず、このままでは改革の失速・停滞を招く懸念がある。

併せて、検討中の法律案においては、移譲事務や国の関与、財源措置など制度の根幹に関わる基本的事項が具体的に明示されておらず、さらに中四国に関わる共通課題として、出先機関の管轄区域を包括する特定広域連合でなければ移管が認められないなど様々な制度上の課題があり、これら諸課題の解決に向けた議論にも速やかに取り組む必要がある。

政府においては、道半ばであるこの改革の流れを止めることなく、出先機関の丸ごと移管の実現に向けて、迅速かつ確実に改革を実行していくよう、特に次の事項について強く要請する。

1 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案の早期成立

法律案に関し、市町村の十分な理解を得るよう丁寧かつ迅速に協議を進めたりうえで、地方の意向に沿った内容で速やかに閣議決定を行い、次の臨時国会に確実に法案を提出すること。

さらに、一日も早い法案の成立に向けて最大限尽力すること。

2 制度上の諸課題の速やかな解決

具体的な議論が先送りされている「移譲事務の全体像」や「国の関与の手法」、「財源措置のフレーム」などは、地方移管の成否に関わる重要事項であり、これらについての政府の考え方を早急に示したりうえで、詳細な制度設計に向けた議論を速やかに開始すること。

その際は、移譲事務の実施主体となる地方の意見を真摯に受け止めながら、地方の自主性が發揮できる効果的な制度の構築を目指して、精力的に協議を行うこと。

平成24年10月16日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

国の予算執行の正常化について

先の通常国会において、赤字国債の発行に必要な特例公債法案が成立せず、これにより平成24年度の国的一般会計歳入予算の約4割に当たる38.3兆円の財源の確保が遅れる中で、今年9月以降の一般会計予算の執行抑制が決定される異例の事態となった。

地方公共団体向けの支出については、国の予算執行抑制方針に基づき、地方交付税の分割交付や補助金の執行留保等が強行された。このことは、影響の程度にかかわらず、地方財政の安定を根本から脅かす行為であり、極めて遺憾と言わざるを得ない。

実損がないよう対処するとは言え、「地域主権改革」を政策の大きな柱に掲げてきた政府の下で、このような事態に至ったことは、国と地方の信頼関係を著しく損ねるものである。

万一、このような状況がさらに長引けば、地方としても予算執行の見直しを迫られ、様々な分野で、住民生活に直接支障が生じることが懸念されている。

毎年のように繰り返される特例公債法案をめぐっての国政の混乱が、地方の財政運営に決して影響を与えることがないよう、速やかな法案の成立により事態を正常化させるとともに、今後、法案の成立が遅滞した場合は、政府において確実に資金調達を図り、地方の円滑な財政運営に支障が生じないよう、責任ある対応を強く求める。

平成24年10月16日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

日本海国土軸・環日本海交流推進大会等の概要について

平成24年11月28日
企画課

平成24年11月14日に東京都内で開催された日本海国土軸・環日本海交流推進大会等の概要は、次のとおりです。

1 日本海国土軸・環日本海交流推進大会

(1) 開催日等

開催日：11月14日（水）

場所：ホテルニューオータニ

(2) 概要

日本海沿岸地帯振興連盟（日沿連）及び日本海沿岸地帯振興促進議員連盟（日沿議連）が合同で開催し、これまでの取組に係る経過報告、所見表明、大会決議及び特別講演会を実施した。

【出席者】

日沿連会員（富山県知事、鳥取県副知事ほか）、日沿議連会員ほか

【特別講演会】

演題：「日本海国土軸がつくるしなやかに強い国土」

講師：中京大学理事・総合政策学部 教授 奥野 信宏 氏

2 「日本海国土軸」の形成に関する提案・要望活動

上記1の大会終了後、国に対して「日本海国土軸」の形成に関する提案・要望活動を実施した。

なお、日沿連においては、例年8月に国に対する提案・要望活動を実施しているが、今回は、10月4日に全国知事会が「日本再生デザイン」をとりまとめるなど、「日本海国土軸」に関する機運が高まっているため、本県が事務局（富山県）に働きかけ、通常の提案・要望活動とは別に、「日本海国土軸」に焦点を当てて実施することとなったものである。

【要望者】

富山県知事、鳥取県副知事、新潟県知事政策局長ほか

【要望先】

民主党本部、国土交通省及び経済産業省

【参考】日沿連について

日本海沿岸の12府県で構成され、同地域の国会議員で構成される「日沿議連」とともに、日本海沿岸地域の発展を目指して活動を展開している。

(1) 構成府県

青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県

(2) 会員

構成府県知事、府県議会議長、関係市町村長代表、市町村議会議長代表、関係経済団体代表等

(3) 顧問

構成府県関係国会議員

(4) 代表者

世話人代表 富山県知事

(5) 事務局

富山県知事政策局

日本海国土軸・環日本海交流圏形成に関する大会決議

日本海沿岸地域は、無限の魅力を秘めた日本海に面し、豊かな自然や文化、優れた人材に恵まれるなど、極めて高い発展の可能性を有している。また、対岸諸国との経済、文化等の交流が活発化し、環日本海交流圏の形成が進みつつあり、「日本海国土軸」として、21世紀にふさわしい国土の形成をけん引することが期待されている。

しかし、太平洋沿岸地域に偏った一極一軸型の国土構造は依然として是正されず、日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域の格差の解消は大きな課題である。

また、昨年の東日本大震災や、先般公表された南海トラフ巨大地震の大規模な被害想定を受け、太平洋側のリダンダンシーの確保のため「日本海国土軸」の重要性が再認識され、全国知事会において取りまとめられた「日本再生デザイン～分権と多様化による、日本再生～」においても、「新たな国土構造の構築」として、日本海国土軸を含めた国土軸の複線化を図る必要性が示されたところである。

さらに、近年、国土の保全や地球温暖化防止の観点から森林整備に対する重要性が高まっているとともに、対岸諸国からのポリ容器や医療廃棄物等の大量漂着等や大陸からの黄砂の飛来頻度の増加により、人への健康影響が危惧されている。そのうえ、集中豪雨、雪害、高波被害など大規模な自然災害が連続して発生している。

一方、日本海沿岸地域の豊かな自然、地域固有の文化の共有・継承や相互連携を進めることにより、住民が誇りや愛着を持てるふるさととしての自立的な圏域を創造するとともに、文化の振興のあり方等について検討し、日本海国土軸を自然・文化・産業が調和した地域とすることが必要である。

については、こうした日本海沿岸地域の実情を踏まえ、国において次の事項を実施することを提言する。

記

- 1 日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域との格差是正に向け、地方税財政制度の充実、企業立地の促進、中心市街地の活性化、中山間地域の振興など、活力あふれる地域づくりを推進すること。
- 2 対岸諸国に対し地理的優位性を有する日本海沿岸地域において、急速に成長を遂げる環日本海・アジア諸国との交流や連携を強化するとともに、東日本大震災を教訓として、災害に強い多軸型の国土づくりを進めるため、リダンダンシーの確保に資する輸送体系の形成や物流ネットワークの構築、また、エネルギー代替機能の観点からの送電網やパイプライン網の構築など、日本海沿岸地域を縦貫する「日本海国土軸」の形成に向けて、次の陸・海・空・エネルギーに関する社会資本整備等を重点的に推進すること。
 - (1) 日本海沿岸地域相互間及び日本海側と太平洋側を結ぶ新幹線や幹線鉄道、高規格幹線道路や地域高規格道路など高速交通体系の整備促進
 - (2) 環日本海・アジア諸国との人流や物流の拡大に対応するため、日本海側の拠点となる港湾の整備と、国際複合一貫輸送網の構築やC.I.Q職員の適正配置など、港湾機能の一層の充実

- (3) 地方の空港の国内・国際航空ネットワークの充実を促進するため、羽田空港の新たな発着枠の地方への優先的な配分や C I Q 職員の適正配置など、空港の機能強化への積極的な取組み
 - (4) 大陸から首都圏、太平洋ベルト、東北地方等をカバーする広域的なエネルギー供給拠点である日本海側基地及びガスパイプライン網や、再生可能エネルギー導入拡大に向けた送電網の整備
- 3 日本海沿岸地域において、学術文化、産業経済等の幅広い分野にわたって、対岸諸国との交流を促進するため、国際交流・協力事業に対する支援の拡大など、環日本海交流圈形成のための施策を推進すること。
- 4 「日本海国土軸」を自然・文化・産業が調和した「緑の国土軸」としても創生するため、森林等の緑地資源の保全、都市との交流・連携、地方への定住や二地域居住の促進を図る施策を推進すること。
- 5 環日本海地域の環境保全を推進するため、特に、次の事項を推進すること。
- (1) 海岸漂着物処理推進法の弾力的運用により、漂流・漂着物等の海洋を含めた海岸環境問題の対策を、総合的かつ効果的に推進するとともに、必要な財政上の措置を講ずること。
また、放置座礁船の問題についても、関係国への対応、処理費用の負担など、国の責任で対策を講ずること。
 - (2) 黄砂について国際的な観測体制を充実するとともに、早期警報ネットワークを構築すること。また、関係国と連携し、黄砂発生源での生態系を回復する対策を講ずること。
- (3) 北東アジア地域の产学研官が連携して実施する、環境モニタリング体制の構築や人材育成などの環境保全施策への協力と支援を行うこと。
- 6 地球温暖化対策の推進や地方の自主財源の充実確保の観点から、CO₂排出削減に資する地球温暖化対策のための税の一部を地方税源化するとともに「環境自動車税」を新たな地方税として創設すること。
- 7 エネルギーの安定供給や日本海沿岸地域における産業・経済の活性化を図るため、日本海沖のメタンハイドレート等海洋エネルギー資源の開発を促進すること。
- 8 東日本大震災をはじめ、近年多発した災害の被災者への支援と、復旧・復興に向けた措置を講ずるとともに、災害による被害を未然に防ぐため、地震、津波、雪害等に係る防災対策や、治山治水、海岸保全、原子力発電所の安全確保等の対策の充実を図ること。

以上、決議する。

平成24年11月14日

日本海沿岸地帯振興連盟

「日本海国土軸」の形成について

日本海沿岸地域は、無限の魅力を秘めた日本海に面し、豊かな自然や文化、優れた人材に恵まれるなど、極めて高い発展の可能性を有している。また、対岸諸国との経済、文化等の交流が活発化し、環日本海交流圏の形成が進みつつあり、「日本海国土軸」として、21世紀にふさわしい国土の形成をけん引することが期待されている。

しかし、太平洋沿岸地域に偏った一極一軸型の国土構造は依然として是正されず、日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域の格差の解消は大きな課題である。

また、昨年の東日本大震災や、先般公表された南海トラフ巨大地震の大規模な被害想定を受け、太平洋側のリダンダンシーの確保のため「日本海国土軸」の重要性が再認識され、全国知事会において取りまとめられた「日本再生デザイン～分権と多様化による、日本再生～」においても、「新たな国土構造の構築」として、日本海国土軸を含めた国土軸の複線化を図る必要性が示されたところである。

については、こうした日本海沿岸地域の実情を踏まえ、「日本海国土軸」の形成に向け、国において次の事項に格段の配慮をされるよう強く要望する。

記

対岸諸国に対し地理的優位性を有する日本海沿岸地域において、急速に成長を遂げる環日本海・アジア諸国との交流や連携を強化するとともに、東日本大震災を教訓として、災害に強い多軸型の国土づくりを進めるため、リダンダンシーの確保に資する輸送体系の形成や物流ネットワークの構築、また、エネルギー代替機能の観点からの送電網やパイプライン網の構築など、日本海沿岸地域を縦貫する「日本海国土軸」の形成に向けて、次の陸・海・空・エネルギーに関する社会资本整備等を重点的に推進すること。

- 1 日本海沿岸地域相互間及び日本海側と太平洋側を結ぶ新幹線や幹線鉄道、高規格幹線道路や地域高規格道路など高速交通体系の整備促進
- 2 環日本海・アジア諸国との人流や物流の拡大に対応するため、日本海側の拠点となる港湾の整備と、クルーズの推進や国際複合一貫輸送網の構築、C I Q 職員の適正配置など、港湾機能の一層の充実
- 3 地方の空港の国内・国際航空ネットワークの充実を促進するため、羽田空港の新たな発着枠の地方への優先的な配分やC I Q 職員の適正配置など、空港の機能強化への積極的な取組み
- 4 大陸から首都圏、太平洋ベルト、東北地方等をカバーする広域的なエネルギー供給拠点である日本海側基地及びガスパイプライン網や、再生可能エネルギー導入拡大に向けた送電網の整備
- 5 エネルギーの安定供給や日本海沿岸地域における産業・経済の活性化を図るために、日本海沖のメタンハイドレート等海洋エネルギー資源の開発の促進

MV22オスプレイの本土での訓練について

平成24年11月28日
企画課

平成24年11月2日（金）に開催された政府主催全国都道府県知事会議において、森本防衛大臣からMV22オスプレイの本土での訓練等について説明があり、これを受けて、防衛大臣に対して、文書により更に詳細な情報提供を求めました。

1 全国知事会議での森本防衛大臣の説明

- 森本防衛大臣は、MV22オスプレイの飛行訓練の内容についてアメリカ側から概要説明を受け、それを全国知事会議の場で説明した。
 - ・本土でもオスプレイの訓練を行う。
 - ・キャンプ富士や岩国の飛行場を使用して、日米同盟を支援する訓練、支援任務、具体的には低空飛行訓練、空中給油訓練、後方支援任務に係る訓練、各種の訓練が行われる。
 - ・今月（11月）から本土の施設に飛んでいき、定期的に訓練を行う。
 - ・沖縄から本土への訓練移転を行うことによって、沖縄に70%もの基地が集中して、負担を一点に負っていただいているこの負担を本土で負っていただきたい。この点については、今後具体的な内容が固まったら、関係する都道府県のみなさんに説明をさせていただきたい。

2 本県から森本防衛大臣への文書

MV22オスプレイの安全性について、日本国民が十分理解・納得している状況とは言えず、また、これまでも地域住民は米軍機の低空飛行訓練に悩まされてきており、住民の安全・安心を守る地方自治体としては、全国知事会議での説明だけでは納得ができないとして、平成24年11月6日付で、次の事項について早急に回答・情報提供をするよう求め、併せてその詳細が不明であるなら、アメリカ側に更に説明を求めるよう文書により求めた。

- ・アメリカから提供されたMV22オスプレイの訓練計画
 - ・中国山地における飛行訓練も含め、計画されている飛行訓練のルート
- なお、本日現在、防衛省からは未回答である。

（参考）MV22オスプレイに関する動き

- 7月19日 全国知事会議がMV22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急決議を採択した。
- 7月23日 MV22オスプレイが岩国基地へ陸揚げされた。
MV22オスプレイの陸揚げについて、全国知事会議が会長声明を発表した。
- 9月19日 日本国政府がMV22オスプレイについて安全を宣言した。
- 10月 6日 MV22オスプレイの沖縄普天間飛行場への配備が完了した。

平成24年度国連アジア統計研修事業について

平成24年11月28日
統 計 課

国連アジア太平洋統計研修所（総務省が協力機関）が実施している開発途上国の政府統計職員に対する「官庁統計の作成及び整備研修（4か月）」の中で行われる地方公共団体における実地研修について、国の委託を受けて鳥取県で実施した。

- 1 実地研修期間 平成24年10月24日（水）～26日（金）
- 2 参加人数 12人（他にスタッフ5人）
- 3 研修生の国籍 11か国（バングラデシュ、カンボジア、エチオピア、イラク、ラオス、レソト、ミクロネシア、パキスタン、フィリピン、サモア、シリア）

※毎年2県で実施（今年度は他に福井県）

4 実地研修日程

1日目	午後	1 鳥取空港着 11:55 2 県勢概要等の説明 13:00～14:55（特別会議室） ・県出席者 企画部参事監、統計課職員 ・県勢概要、統計課組織・業務概要、家計調査概要の説明 3 統計課内の視察 15:10～15:45 4 仁風閣見学 16:00～17:20
	午前	1 家計調査世帯訪問（市内朝月） 9:30～11:00 ・家計簿の付け方や苦労話などのヒアリング
	午後	2 事業所見学 13:50～16:30 ・いなば和紙協業組合 … 工場見学 ・和紙工房 … 和紙の説明、紙すき体験 3 意見交換会 18:00～19:30 ・場所 ホテルモナーク鳥取 ・県出席者 企画部参事監、統計課職員、統計調査員、調査世帯
		1 質疑応答 9:30～11:00 ・場所 ホテルモナーク鳥取 ・県出席者 統計課職員、統計調査員
3日目	午前	2 市内見学 13:20～17:00 ・鳥取砂丘、砂の美術館等
	午後	3 鳥取空港発 18:10

（参考）

国連アジア太平洋統計研修所

- 1 目的 アジア太平洋経済社会委員会域内の開発途上国の政府職員に対して統計の実務を重視した統計研修を実施する
- 2 組織 国連の地域経済委員会であるアジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の補助機関
- 3 所在地 千葉県千葉市美浜区 アジア経済研修所ビル内

平成24年度国連アジア太平洋統計研修所実地研修



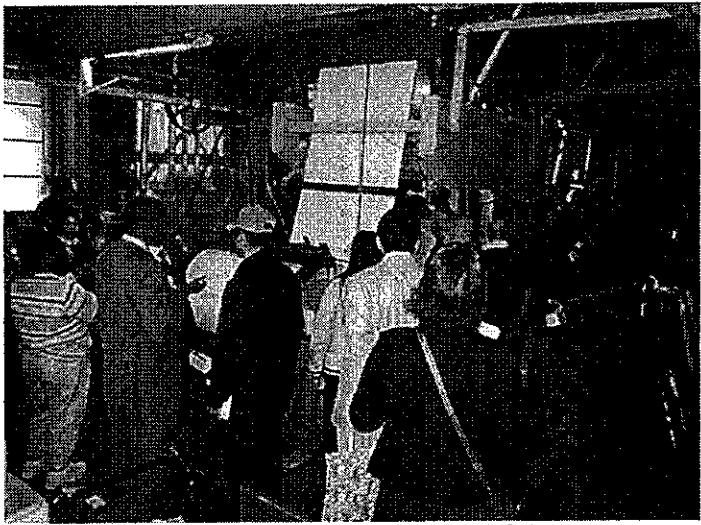
平成24年10月24日(水)
県概要説明



平成24年10月24日(水)
統計課内見学



平成24年10月25日(木)
家計調査調査世帯訪問



平成24年10月25日(木)
事業所訪問(和紙製造工場)



平成24年10月25日(木)
事業所訪問(和紙工房)



平成24年10月25日(木)
意見交換会